

協同組合の組織と運営

第一章 協同組合の概論

第一節 協同組合の意義

第一節 協同組合の意義

第一節 協同組合の意義

第一節 協同組合の意義

第一節 協同組合の意義

第一節 協同組合の意義

第一節 協同組合の意義

第一節 協同組合の意義

第一節 協同組合の意義

第一節 協同組合の意義

第一節 協同組合の意義

第一節 協同組合の意義

第一節 協同組合の意義

第一節 協同組合の意義

第一節 協同組合の意義

第一節 協同組合の意義

第一節 協同組合の意義

第一節 協同組合の意義

第一節 協同組合の意義

第一節 協同組合の意義

第一節 協同組合の意義

第一節 協同組合の意義

第一節 協同組合の意義

第一節 協同組合の意義

第一節 協同組合の意義

第一節 協同組合の意義

第一節 協同組合の意義

第一節 協同組合の意義

第一節 協同組合の意義

第一節 協同組合の意義

第一節 協同組合の意義

第一節 協同組合の意義

第一節 協同組合の意義

第一節 協同組合の意義

第一節 協同組合の意義

第一節 協同組合の意義

第一節 協同組合の意義

第一節 協同組合の意義

第一節 協同組合の意義

第一節 協同組合の意義

第一節 協同組合の意義

財団法人協同會大阪支所

大連支所員

議

第

(國體政體も同一意味に於て)

第二條 多數とは幾人以上なりや

協議とは如何なる種類か不明

第三條 實行を煽動する(其範圍)(何人か認定)するか

一、警察官一、司法官の認定を以て斷罪する事を懸れる

無政府主義、共產主義者を取締らんとしても是等の人々には  
言葉巧みに逃れ結局は單純な勞働者が生活苦を叫ぶ時其眞實  
なる聲は直に法の制裁を受けるであらう

例へば「職を求めて得られざる失業者が大會を開き吾人は職  
なし従つてパンを得られず、斯くの如き悲惨なる事實は此の  
社會組織の缺陷があるによる、吾等は此不合理なる社會を呪  
ひ幸福に生活し得る新社會を建設せん爲めに協力せなければ  
ならぬ」と叫ば、直に國體政體を破壊する事になる。

板野友造曰く(革新)